平成２６年（フ）第４５５号
千葉県松戸市大谷口63番地の16
債務者　鈴木　博行
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４６６号
千葉県柏市西原４丁目11番４号　サンハイツ201号
債務者　長谷川圭介
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４７３号
千葉県柏市豊四季388番地85　フォルテ富沢103号
債務者　初瀬川憲之
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５０９号
北九州市八幡東区西本町３丁目１番１―903号
債務者　橋本瑠美子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２２２号
青森県下北郡大間町大字大間字大間平41番地７　大間崎団地１―３
債務者　工藤　　太
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
三重県名張市富貴ケ丘４番町2581番地174
債務者　佐々木公孝
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第６８５号
神戸市灘区楠丘町６丁目９番14号　楠ヶ丘ジェム202
債務者　佐々木由美（旧姓金丸）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４５号
神戸市灘区六甲台町６番13―307号
債務者　福原　三郎
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６３号
佐賀市末広１丁目12番48号
債務者　松尾　法子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
佐賀市八戸溝１丁目８番13号
債務者　塚原　重利
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
佐賀県多久市北多久町大字小侍2435番地１
債務者　藤原　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７１号
佐賀市西田代２丁目１番11号
債務者　木下　晋吾
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４９５号
熊本市中央区出水３丁目９番64号、前住所熊本市東区下江津３丁目15番８号
債務者　米谷　優二
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３４号
熊本県宇土市松山町1405番地35
債務者　島田　恵子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５４３号
熊本市東区長嶺南６丁目17番28―102号　アーバン村上
債務者　瀬嵜としえ（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５１９号
熊本県宇城市松橋町南豊崎207番地１　南豊崎団地76―１―２
債務者　下田真由美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３３５号
名古屋市中川区十番町５丁目６番地の１　Ｐｒｉｍａ707号
債務者　加藤　美子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部